

# 競走場メインスタンド整備工事 契約変更に係る計算書

(単価：円)

請負代金 (税抜)	出来高請負代金 (税抜)	P1 (下記※1参照)	P2 (下記※2参照)
2,297,000,000	262,521,180	2,034,478,820	2,155,148,220

※1 P1：請負代金から出来高請負代金を控除した額

※2 P2：基準日（R5.4.15）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する代金

$$\begin{aligned}
 \text{スライド代金} &= ( \text{P2} - \text{P1} ) - \text{P1} \times 15/1000 \text{ (受注者負担率)} \\
 &= (2,155,148,220 - 2,034,478,820) - 2,034,478,820 \times 15/1000 \text{ (受注者負担率)} \\
 &= 120,669,400 - 30,517,183 \text{ (受注者負担額：税抜)} \\
 &= 90,152,217 \\
 &= 90,152,217 \times 10\% \text{ (消費税及び地方消費税)} \\
 &= \mathbf{99,167,439}
 \end{aligned}$$

# 工事請負契約約款（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の15/1000を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

## 建築費指数 (建物種類：事務所S造)

大分類	中分類	2022/3指数	2023/3指数	変動率 (%)
建築		129.8	143.4	1.10
	仮設	120.3	121.6	1.01
	土工・地業	112.6	117.7	1.05
	躯体	146.7	162.2	1.11
	仕上	121.6	137.4	1.13
設備		108.4	113.4	1.05
	電気	113.7	119.3	1.05
	衛生	103.4	111.2	1.08
	空調	101.6	103.9	1.02

出典：2023一般財団法人 建設物価調査会